

境港管理組合が発注する建設工事（島根県属地）における 最低制限価格の見直しについて

境港管理組合

1 見直し内容

「WTO対象の工事」について、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（公契連モデル）」に準拠して低入札価格調査基準の範囲の上限を引き上げる。

改 正	現 行
<p>(1) WTO対象以外の工事 (現行どおり)</p> <p>計算式= (①+②+③+④) × 1.10</p> <p>① 直接工事費の100%</p> <p>② 共通仮設費の90%</p> <p>③ 現場管理費の80%</p> <p>④ 一般管理費の70%</p> <p>ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とする。</p> <p>※いずれも、概ねの数値</p> <p>(2) WTO対象の工事</p> <p>計算式= (①+②+③+④) × 1.10</p> <p>① 直接工事費の97%</p> <p>② 共通仮設費の90%</p> <p>③ 現場管理費の90%</p> <p>④ 一般管理費の55%</p> <p>ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とし、予定価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2とする。</p> <p>※いずれも、概ねの数値</p>	<p>(1) WTO対象以外の工事</p> <p>計算式= (①+②+③+④) × 1.10</p> <p>① 直接工事費の100%</p> <p>② 共通仮設費の90%</p> <p>③ 現場管理費の80%</p> <p>④ 一般管理費の70%</p> <p>ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とする。</p> <p>※いずれも、概ねの数値</p> <p>(2) WTO対象の工事</p> <p>計算式= (①+②+③+④) × 1.10</p> <p>① 直接工事費の97%</p> <p>② 共通仮設費の90%</p> <p>③ 現場管理費の90%</p> <p>④ 一般管理費の55%</p> <p>ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とし、予定価格の10分の9を超える場合は10分の9とする。</p> <p>※いずれも、概ねの数値</p>

なお、建築関連工事については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、次のとおり運用する

- ・上表①直接工事費は、建築関係積算基準により算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とする。
- ・上表③現場管理費は、建築関係積算基準により算定した現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。
- ・上記現場管理費相当額は、昇降機設備工事の場合は直接工事費の20%、その他の工事の場合は直接工事費の10%とする。

※WTO対象の工事とは、予定価格が「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年11月1日政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の工事であり、現時点では予定価格が23億円以上の工事をいう。なお、今後この金額に変更があった場合は、変更後の金額に読み替えるものとする。

2 施行日

平成31年4月15日以降に調達公告、指名通知を行う工事から適用する。

3 適用除外

標準的な積算基準によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては適用除外とすることができる。